



# ★警備業者の みなさまへ★

～警備業法施行規則等の一部改正について～

検定合格警備員に対して交付する合格証明書については、令和6年6月27日以降、住所欄を削除したものが交付されることとなりました。

旧様式の合格証明書記載事項に変更が生じた場合等の留意事項は、次のとおりであるので、参考としてください。

問1 旧様式（令和6年6月27日以前）の合格証明書に記載されている住所に変更が生じた場合は、これまでどおり住所の書換え申請を行う必要があるか。

（答） 書換え申請を行う必要はありません。  
旧様式の合格証明書に旧住所が記載されていても書き換える必要はありません。

問2 旧様式による合格証明書から新様式による合格証明書へ替えることは可能か。

（答） 書換え申請を行うことで替えることができます。  
現在、旧様式の合格証明書の交付を受けているが、住所の記載がない新様式に替えたい等の場合は、記載事項に変更が生じているか否かを問わず、新様式による合格証明書への書換え申請が可能です。  
ただし、通常の手続きと同様に手数料2,200円が必要となります。



住所変更に伴う合格証明書の書換え申請の手続きは、なくなりましたが、氏名に変更が生じた場合等は書換え申請が必要となります。

合格証明書の記載事項に変更が生じた場合は、忘れず書換え申請を行いましょう。

鳥取県警察本部生活安全部  
生活安全企画課許可指導係  
電話0857-23-0110（代表）

忘れずに掲示しましょう！

鳥取県警察本部生活安全部  
生活安全企画課許可指導係  
電話0857-23-0110（代表）